

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき外食業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集」に対し寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方について

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>改正概要に「その確実な履行を図るために必要な措置を講じる旨を追記する。(基準告示第2条第3号)」とありますが、必要な措置を講じているかどうか行政が確認等するのでしょうか。また、措置が行われていないことが確認された場合にはどのような措置がとられるのでしょうか。教えてください。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>必要な措置とは、旅館・ホテルの職員が対応すべき事項等を定めたマニュアルの作成、及び特定技能外国人からの相談体制の整備を行うとともに、特定技能外国人に接待を行わせないこと、及び当該マニュアルにより、接待の防止に関する説明を行うことを誓約する契約書並びに当該マニュアルを提出することです。これについては、行政が確認を行います。</p> <p>接待を行わせないことの確実な履行のために必要な場合は、農林水産省は観光庁と連携して当該旅館・ホテルに対して指導を行うこととし、その後の改善が見られない場合は、食品産業特定技能協議会から除名・公表を行います。</p>
2	<p>(2) 丸2について、受入機関がその確実な履行を図るために必要な措置を講じない場合の刑事罰規定を設けなければ、努力義務にとどまり、実効性が確保できない。</p> <p>また、当該特定技能外国人に風営法第2条第3項に規定する接待を行わせた場合に、当該特定技能外国人の立場から、受入機関の指示にそむくことができないと考えられる。入管法等の処罰を受けるおそれがある。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>接待を行わせないことの確実な履行のために必要な場合は、農林水産省は観光庁と連携して受入機関に対して指導を行うこととし、その後の改善が見られない場合は、食品産業特定技能協議会から除名・公表を行います。</p> <p>また、御意見については、今後の検討の参考とさせていただき、引き続き、制度の適切な運用に努めてまいります。</p>

	<p>したがって、受入機関の指示に従い風営法第2条第3項に違反した当該特定技能外国人を罰するではなく、受入機関を罰する規定を明記すべきである。</p> <p>さらに、同じ在留外国人であるにかかわらず、在留外国人の資格外活動許可では、原則として「風俗営業等の従事を除く」との記載あり、「旅館業法上の許可を受けた営業所であり、かつ、風俗営業所である場合は、調理部門での就労できない状態となっており」、外国からの特定技能外国人と在留外国人の資格外活動許可を差別する根拠を示されたい。そうでないと、在留外国人の資格外活動許可と特定技能との整合性がとれなくなる。受入機関が資格外活動許可を受けた在留外国人に風営法第2条第3項に規定する接待を行わせないことを徹底させる必要な措置を講じれば、在留外国人の資格外活動許可にも同様な対応を執るべきである。</p> <p>農水省独自ではなく、法務省と連携して整合性を取っていただきたい。</p>	
3	<p>業界団体の積極的な役割発揮について、もし業界団体が消極的、あるいは適切な役割発揮ができない事態となった場合に、省としてはどのような対応をすることができるか。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>宿泊業者の業界団体に、外食業分野等における特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に関する取組の推進を目的とする食品産業特定技能協議会の構成員となっただき、旅館・ホテルの受入機関への各種法令及び誓約内容遵守の啓発及び特定技能外国人の受入れに係る人権上の問題等への対応など積極的な役割を担っていただきます。</p> <p>なお、接待を行わせないことの確実な履行のために必要な場合は、農林水産省は観光庁と連携して受入機関に対して指導を行うこととし、そ</p>

		<p>の後の改善が見られない場合は、食品産業特定技能協議会から除名・公表を行います。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接待と接客の線引きの曖昧さによる混乱</li> <li>・ 業界団体の監督能力の限界</li> <li>・ 中小企業への負担増</li> <li>・ 外国人材の保護策の不足</li> <li>・ 地域や施設形態による適用格差</li> <li>・ 他の分野とのルールの不整合</li> <li>・ 効果検証の不足</li> </ul> <p>など実務での課題を軽減する具体策が不足している点が挙げられます</p> <p>施行前に詳細な運用指針や支援策を整備することが求められます</p> <p>これらを解消するには以下のような対応が必要と考えます</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接待業務の明確なガイドライン策定</li> <li>・ 業界団体への支援（資金、研修）</li> <li>・ 中小企業向けの負担軽減策（補助金、簡易支援プラン）</li> <li>・ 外国人材の保護強化（相談窓口、在留資格救済）</li> <li>・ 地域差を考慮した柔軟な運用ルール</li> <li>・ 特定技能全体での整合性検討</li> <li>・ 施行後のモニタリング体制の確立</li> </ul>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>施行の際は、「「外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－外食業分野の基準について－」、「食品産業特定技能協議会規約」、「食品産業特定技能協議会入会規約」において、受入れ等に関する詳細を記載することとしています。</p> <p>なお、接待の定義及び判断基準については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について（通達）」（令和6年6月27日付け警察庁丙保発第7号、丙人少発第36号）において、詳細に示されています。</p> <p>また、御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>人手不足は労働環境の改善とDX化で対処すべきです。安易に現状維持で外国人を増やすのではなく、日本人で回せるように体制を整えていくべきです。誰のための国かをもっと考えてください。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>特定技能制度は、生産性向上や国内人材確保のための取組（女性や高齢者を含む多様な人材の確保・維持、給与額の向上など処遇改善等）を行った上で、なお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に限定し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるものです。</p> <p>また、御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

6	<p>なし崩しに外国人を入れ、欧米のような低賃金で働く外国人がいないと成り立たない社会は望んでいない。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 引き続き、関係省庁と連携して、制度の適切な運用に努めてまいります。</p> <p>また、御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>有識者で会議をしても労働者を入れたいばかりで生活を共にする一般国民の声は反映されず自治体に丸投げでゴミ捨て、騒音などは対応してくれません。</p> <p>また失踪する問題も捜索するわけでもなく犯罪に手を染めてもあまり起訴されません。助成金 72 万は税金なのだから慎重に運営していただきたい。</p> <p>企業も若くて賃金が安い人材を求めているので日本人が低賃金で抑えられてしまう。</p> <p>また国内では 35 歳以上から求人が厳しくなるので、求人幅を広げてもどうしても働き手がない場合に活用していただきたい。やみくもに増やすことは避けて欲しい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 引き続き、関係省庁と連携して、制度の適切な運用に努めてまいります。</p> <p>また、御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>改正に反対です。</p> <p>人員不足ではなく、賃金が労働に対して見合わないことが問題であり、正当な賃金であれば日本人の労働者は確保できます。</p> <p>正当な賃金を払えないことが原因で人員不足の企業が、実習生に対してだけ正しく支払うことはありえません。</p> <p>賃金不払いや残業代を支払わない事業者の問題が多発しています。</p> <p>賃金が払われないと失踪する可能性が上がり、不法滞在になった実習生が闇バイトなどの犯罪を起せば、日本の治安が悪化します。</p> <p>この改正をしたいのであれば、雇った企業が実習生に責任を持ち、入国か</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>特定技能制度は、生産性向上や国内人材確保のための取組（女性や高齢者を含む多様な人材の確保・維持、給与額の向上など処遇改善等）を行った上で、なお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に限定し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるものです。</p> <p>また、本制度では、外国人の報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上である必要があります。</p>

	<p>ら帰国までしっかり管理して、守られてなかった場合には厳しい罰則を与えるようにすべきです。</p> <p>実習生が犯罪を犯したり事故を起こした場合、雇った企業が賠償責任を負うようにしてください。</p>	<p>引き続き、関係省庁と連携して、制度の適切な運用に努めてまいります。</p> <p>また、御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>どのような労働条件・賃金体系を国民に提示して人手不足と言っているのが疑問です。</p> <p>そのような情報も公開されていない。</p> <p>もし日本国民が寄り付かない低質な賃金体系を提示して、その結果国民からの就労応募が無く人手不足と言っているのであれば、賃金体系に課題があるのであって、そこを是正すべきである。</p> <p>一度でも低質な賃金体系となった業務に外国人が参入したら、経営者はそれに甘えて二度と賃金体系の改善はされない。</p> <p>二度と国民が寄り付かない業務となる。</p> <p>根本原因を正すべきであって、本法案に反対です。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>外食業分野においては、人手不足を踏まえた処遇改善の取組として、給与の引き上げや正社員化の推進等の取組が行われています。</p> <p>例えば、直近5年間の「宿泊業、飲食サービス業」の常用労働者の時間当たりの給与額は一貫して増加傾向にあり、令和元年と令和5年を比較すると14.2%増と全産業の増加率(4.3%)と比べて高い水準で増加しています。(令和元年、令和5年厚生労働省「毎月勤労統計調査」)</p> <p>御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>緩和の方向性がおかしい。舞妓が接待している旅館の宴会場での勤務が認められるのであれば、飛田新地など全国の料亭での勤務も認められるのか？国がおかしな方向に向かっているのではないかと心配している。</p> <p>本提出意見は、意図しない形で改変・省略されないよう保存しています。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>本改正で受入れが可能となる営業所については、旅館業法第3条第1項の許可(旅館・ホテル営業の許可に限る。)を受けた者が営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風俗営業法第3条第1項(風俗営業第2条第1項第1号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る)を受けて営んでいる風俗営業の営業所となり、料亭は含まれておりません。</p>

<p>11</p>	<p>規制緩和の方向の改正に反対であるし、旅館業法3条1項の旅館・ホテル営業の許可を受けている営業所でありかつ風俗営業所である営業所においての特定技能外国人の就労について不可とすべきであるとする。</p> <p>人手不足云々と言われても、そもそも外国人には就く事を不可とすべきものであるとする。</p> <p>ただし、一応、風俗営業所のうち2号営業（低照度飲食店）についてのみ（他の風俗営業の種類に該当がある場合は不可）は、例外的に就労を可能にしても良いのではないと思われるが（他に風俗営業法において扱われるものとしては、深夜酒類提供飲食店営業のものも。ただしこれは通常「風俗営業」に該当するものではないとされているものかと思われるが。）、他は全て公安的に問題があると思われるので、不可とする。</p> <p>なお、もし本当に規制緩和を行いたいのであれば、規制緩和を行いたい風俗営業の分類についてとどういう状況を想定してのものであるのか・どういう国内事情でありどういうニーズがあるのかも記述を行うようにして、再度意見公募を行っていただきたい。そうすれば、ひょっとすると改正に許容を行うかもしれない。</p> <p>しかし、今回の意見公募の記述では、公安的に認めるべきではないという考えしか持てなかったため、（低照度飲食店についてのみ許容するとして）基本として反対である。</p> <p>意見は以上である。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>訪日客数がコロナ禍前に戻り、インバウンド需要が急速に回復している中、宿泊施設の飲食部門においては、深刻な人手不足となっており、宴会やレストラン営業の停止といった宿泊施設の運営自体の見直しを行わざるを得ない状況です。</p> <p>現在、旅館・ホテルでは、芸子が舞踊等を披露し、お酌をするなどの接待を伴う場合、風俗法の許可を受ける必要があり、この結果、旅館・ホテルにおいて、特定技能外国人が飲食物調理等に就労できない状況となっています。</p> <p>そのため、旅館業法の許可を受けた旅館・ホテルにおいては、風俗法の許可を受けていたとしても、外食業分野の特定技能外国人の就労を認めるものです。</p> <p>本改正により、特定技能外国人を受入れる場合は、接待を行わせないための必要な措置を講じることとしており、関係省庁と連携し、制度の適正な運用に努めてまいります。</p> <p>また、御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
-----------	--	---